第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

(重点推進計画の認定)

第五 十六条 福 島 I県知· 事は、 福 島復興再生基本方針に即して、 再生可能 エネルギー 源 (太陽光、 風力その他

非 化 石 工 ネ ル ギ 源 のうち、 エ ネルギー 源として永続的に利用することができると認めら れるも \mathcal{O} を う

第五· 十九条において同じ。) の利用、 医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備 を通じた

新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への 取 組 \mathcal{O} 重点的 な推

進に関する計 画 (以 下 「重点推進計 画 という。)を作成し、 内閣総 理大臣 0 認定を申請することができ

る。

2 重点推進計画においては、 次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点推進計画の区域

二 重点推進計画の目標

 \equiv 前 号の 目 標を達成するために実施 し又はその実施を促進しようとする取組 温の内容

四 計画期間

3 福島県知事は、 重点推進計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴かなけ

ればならない。

4 第 項 の規定による申請には、 前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添

付しなければならない。

5 内 閣 総理大臣は、 第一 項の規定による申請があった重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認める

ときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

当該重点推 進 計 画 \mathcal{O} 実施 が新たな産業の 創出等に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6 内閣 総理大臣は、 前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項 (第五十

八条に規定する事業又は第五十九条若しくは第六十条に規定する施策に係る事項をいう。) について、 当

該 重点推進 事 項に係る関係行政機関 の長の同意を得なければ なら な

内閣 総理大臣は、 第五項の認定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなければならない。

7

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五 興 並 下 定 定する重 第五項」 第七項まで」 第二項中 第六条第一 推 この 十七 び 「認定地方公共団体」 に 認定を受けた」 進 同 場 条 と、 条第 **点推** 合に 業 同 「第四 項 中 条第一 東日本大震災復興特 と 同 とある お 進 項及 条第三 事 二項 条第二項中 1 「認定を受けた特定地方公共団体」 て、 項 同法第七条第一項中 とあ 中 び第三項 \mathcal{O} 以 「項から第十一項まで」 は 同 「前条第十項」 という。 法 下 る 「重点推進 第 \mathcal{O} 「復興推 重点推 中 は 五. 条中 別 「認· \neg _ 区域 事 進 進 定 福 「認定」 項_ 事 事 島 地 とあり、 とある 法第五条から第十条までの規定は、 「第四 業 項 復興 方公共団 と とあるの とあ とあ という。 再生 Ō 条第九項」 同法第九条第一 並びに同条第二項、 は るの 体 るの 特 「福 とあり、 莂 とあ は は 措置 は 島 とあるのは 復興 「 福 「 福 「福 と、 法第 る (再生 島 島復 島 \mathcal{O} 同法第七条第一項中 項中 同 復興再生特別措置法第五十六条第三項 五 は 復 興再 法 興再生特 十六条第 特 福 第 同 莂 「第四 「福島: 法第八条並 措 生 八条 島 [県知 置 特 法第五 第二 復興 条第九項各号」 別措置法 五 别 重点推進計 事 措 項 項及び第十条第二項 (再生特別措置法第五 \mathcal{O} 置法 ٢, 認定を受けた」 びに同法第十 十六条第六項」 「特定地方公共団体 第 第五十六条第六 同 画について準 五. 法 十六 とある 第六条第 条第 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 用する 一十六条 は 項 見 中 項 に か 項 出 同 同 0) 福 。 以 復 規 中 認 5 法

島 復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、 同条第三項中 「第四条第十一項」とあるのは 福 復

興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替えるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第五· + 八 条 独 <u>7</u> 行 政 法 人中 小 企 業基 盤 整 備 機 構 は、 独立行政法 人中 小 企業基盤整備機構: 法 平 成 + 匹

年

法

律第百 四十七号) 附則第五条第一 項の政令で定める日までの間 同項第一 号の 規定により管理を行 って

る工場用地について、 福島県知事が第五十六条第五項の認定 (前条において準用する東日本大震災 復興 特

別区 域 法第六条第一 項の |変更の認定を含む。) を受けた重点推進 計 画 (次条及び第六十条にお 1 7 「認定

重点 推 進 計 画 という。 に基 づい て行う事 ·業 の 用に 供供 するために無償 で譲渡することができる。

(研究開発の推進等のための施策)

第五十九条 国は、 認定重点推: 進計 画 の実施を促進するため、 再生可能エネルギー源の利用、 医薬品及び医

療 機器に関する研究開発その他 !の先端: 的 な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施

策を講ずるものとする。

(企業の立地の促進等のための施策)

第六十条 国は、 認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、 福島県が行う新たな産業の創出

等に必要となる企業の立地の促進、 高度な知 識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取 組 を支援

するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第六十 · 一 条 国は、 前三条に定めるもののほ か、 福島において新たな産業の創出等に寄与する取組 の重点的

な推 進 を図るために必要な財政上の措置、 農地 法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) その他 の法令の規

定による手 ,続 \mathcal{O} 円滑化その 他 \mathcal{O} 措置を講ずるよう努めるものとする。

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第六十二条 原子力災害からの福 島 の復興及び 再生の推進 に関し必要な協議を行うため、 原子力災害からの

福 島復興再生協議会 (以下この条にお いて 「協議会」 という。) を組織する。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 復興大臣及び福島県知事
- 内閣 総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関 の長、 関係· 市町村長その他 の者

- 3 協議会に議長を置き、復興大臣をもって充てる。
- 4 内閣総理大臣は、 いつでも協議会に出席し発言することができる。
- 5 協 議会は、 必要があると認めるときは、 国の 行政 機関の長及び地方公共団体の長その 他 の執行機関に対
- 資料の提供、 意見の 表明、 説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 協議会において協議が調った事項については、 協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければなら

ない。

7

第二 項 から前項までに定めるもののほ か、 協議会の運営に関 し必要な事項は、 協議会が定める。

第八章 雑則

(この法律に基づく措置の費用負担)

第六十三条 この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる国の措置であって、 原子力損害の賠償に関す

る法律 (昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者 (同法第二条第三項に

規定する原子力事業者をいう。) が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、 国が当該 原 子力

業者に対して、 当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではな

(主務省令)

第六十四条 この法律における主務省令は、 当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令 (人事院

規則、 公正取引委員会規則、 国家公安委員会規則、 公害等調整委員会規則、 公安審查委員会規則 中 央労

働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府、 復興庁又は各省の内閣府令 (告示 を

含む。)、復興庁令 (告示を含む。) 又は省令 (告示を含む。) とする。 ただし、人事院、 公正 取 引委員

会、 国家公安委員会、 公害等調整委員会、 公安審查委員会、 中央労働委員会又は運輸安全委員会の 所管に

係る規制 については、 それぞれ 人事院規則、 公正取引委員会規則、 国家公安委員会規則、 公害等調整委員

中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(権限の委任)

会規則、

公安審查委員会規則、

第六十五 条 この 法律に規定する内閣総理大臣、 農林水産大臣、 経済産業大臣、 国土交通大臣又は環境大臣

の権 限 は、 政令で定めるところにより、 復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施に関し必要な事項は、 命令で定める。

(経過措置)

第六十七条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、 又は改廃する場合においては、 それぞれ命令

又は条例で、 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、 所要の経過措置 (罰則

に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日 から

施行する。

第二十条、第二十四条、第二十五条、 第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、 第四条、 第六条か

ら第十一条まで、 第十五条、 第十九条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範

囲内において政令で定める日

第八条第一 項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定 公

布 の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

 \equiv 附則第十八条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律 (平成二十四年法律第 号) の公布の日又はこの法律 この公布 Ö) 日 \mathcal{O} ** \ ずれ か :遅い

日

匹 附則第十六条及び第十七条 の規定 労働者派遣事 業 の適正 な運営 () () 確 保及び 派遣労働者 \mathcal{O} 就 業条件 \mathcal{O}

整備等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第 号)

の施行の日又は第一号に

掲げる規定の施行の日のいずれか遅い 日

(検討

第二条 政府は、 この法律の施行後三年以内に、 この法律の施 行 の状況、 原子力災害からの福 島 の復興及び

再生の状況等を勘案し、 福島 の住民の意向に留意しつつ、この法律の規定について検討を加え、 必要があ

ると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置

第三条 関係 行 政 機関 0 長が発する訓令又は通達 !のうち福島に関するものについては、 原子力災害による被

害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、 この法律の規定に準じて、 必要な措置を講ずるも

のとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第三十八条第八項において準用する第三

十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該処分の日から

二年を経過しないもの

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地 収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三中「都道府県」を「国又は都道府県」 に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) *Ø*) 部を次のように改正する。

別表第三中 「同条第一 項第五号ロ及びハ」 を「同条第一項第五号ロからニまで」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

第三十四 条 \mathcal{O} 次に次の一 条を加える。

(認定が 般貨物自 動 車 運 送事 業の許可等とみなされる場合 \mathcal{O} 取 扱い)

第三十四条の二 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第 号) 第三十六条第一項

(産業復興

再生計画 の認定) に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定 (同法第三十七条第一項 (東日本大

震災復興 (特別区域法の準用) において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年

法律第百二十二号) 第六条第 項 (認定復興推進 計 画 O変更) の変更の認定を含む。) が 次の各号に

げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福 島復興再生特別措置法第四十六条

第三項 (流通機能向上事業に係る許認可等の特例) の同意をした者については、 当該産業復興再生計 画

に係る同法第三十六条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして

前章及びこの章 $\dot{\oslash}$ 規定を適 用する。

別表第 第百二十五号 貨物自 動 車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第三条 般貨物自動

車運送事業の許可)の一般貨物自動車運送事業の許可

別表第 第百三十九号 貨物 利 用 運送 事 業法 平 成 元年 法律第八十二号) 第三条第 項 登. 録) \mathcal{O}

第 種 貨 物 利 用 運 送 事 **業** \mathcal{O} 登録 若 しくは 同 法 第 七 条 第 項 (変更 登 録 等) \mathcal{O} 変更 登 録 同 法 第 <u>一</u>十 条

許 可 \mathcal{O} 第 種 貨 物 利 用 運 送 事 業 \mathcal{O} 許 可 若 しく は 同 法 第 一 五. 条 第 項 事 業 計 画 及 てバ 集 配 事 業 計

画 \mathcal{O} 事 業 計 画 \mathcal{O} 変更の 認 可 同 法 第三十 ·五条第 項 (登録) 0 第 種 貨 物 利 用 運送 事 業 \mathcal{O} 登 録 若

物 利 用 運 送 事 業 \mathcal{O} 許 可 若 しく は 同 法第四 十六条第 二項 事 業 計 画 \mathcal{O} 事 業 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 口

<

は

同

法

第三十

九

条第

項

(変更登録等)

 \mathcal{O}

変更登録

又は

同

法第四

+

五

条第

項

許

可

 \mathcal{O}

第

二種

貨

三 別 表 第 第 百 几 + 昘 倉 庫 業 法 韶 和 三十 年法 律 第 百二十 -号) 第三 条 **登** 録 \mathcal{O} 倉 庫 業 者 \mathcal{O} 登

録又は同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録

附則第八条中「(昭和三十一年法律第百二十一号)」を削る。

別 表 第 中 第三十四条」 を 第三十四条、 第三十四 兀 条の二」 に改 め、 同 表第百二十五号中 (貨

物 自 動 車 運 送 事 業法 \mathcal{O} 特 例 又は を (貨 物 自 動 車 運 送 事 業法 \mathcal{O} 特 例 に 改 め、 第 二項 貨 物 自

車 運 送事 業法 \mathcal{O} 特 例 \mathcal{O} 下 に 「又は」 福 島 復 興 (再生特) 別 措置法 第四 十六 条 第 項 (流 通 機 能 向 上 事 業

動

り、 る産 る て読 係 該 産 る許 業 業 許 同 4 を替えて 表第百三十九号中 復興 復 認可 可 بے کے 顚 等 再生 再 準 生 を \mathcal{O} 特 計 計 用 「又は ず 例) 画 画 \mathcal{O} る \mathcal{O} 変更の 認 福 東 定若 を加え、 日 島復興再 本 (貨物) 大 しくは 認定は当該許可 震災 生 利 「総合効率化計画の認定又は」 復 同 特 用 別措置 運 顚 法 送事 特 第三十七 別 業法 <u>ئے</u> 法 区 域 第三十六条第 に 条第 法 \mathcal{O} 特 . 改 第六 例 め 項 条 同号 又 第 東 は 九項 (匹) 項 日 を を 中 本 (産 (認 -大震災: 「総合効率化計 業復 定 (貨 平 復 物 復 興 成 興 利 顚 元年法律第八 推 再 特 生 用 進 計 計 別 運 送事 画 画 区 画 \mathcal{O} |域 \mathcal{O} \mathcal{O} 認定、 認定) 業 変 法 更 法 十三号) \mathcal{O} 潍 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} に、 例 規 規 12 定 定 を削 にこ に お ょ は ょ

に改 再 生 8 特 别 措 第二十二条の 置 法 第四 干 六 二第 条第 項若 項 (流 L Š 通 は 機 第二 能 向 項 上 事 (貨 業 に係 物 利 用 る 許 運 送 認 事 可 等 業 法 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 例 特 例 を \mathcal{O} 加 下に え、 又 認 は 定 又 福 は 島 復 な 興

認定) 認定、 \mathcal{O} 規定に に、 よる産業復興再生計 「は当 該 登 録 を 又 画 は \mathcal{O} 認定若 福 島 復 しくは同 興 再生 特]法第三十七条第 別 措 置 法 第三十 六条第 項 (東日· 九 項 本大震災復興 (産 業 復 興 再 特 生 別 計 区 画 域 \mathcal{O}

変更) 法 \mathcal{O} 潍 用 \mathcal{O} 規 定 に に お ょ 1 る産 7 読 業復 み替えて準 興 再生 計 用する東日本大震災復興特 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 定 は 当該 登 録 別 区 に 域 、改め、 法第六 条第 「第二十二条 項 (認· \mathcal{O} 定 復 一第 顚 推 項若 進 計 画 \mathcal{O}

は 第一 項 (貨 物 利 用 運 送事 業法 の特 例 \mathcal{O} 下 に 「又は」 福 島 復興 再 生 特 莂 措置法第四十六 条第 項」 を加

項 認 え、 \mathcal{O} 定若しく 規 「は 定に . 当 は 該許可」 よる産業復 同 法第三十七条第 を 興 「又は 再 生 計 福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の規定による産業復興再生 画 項に \mathcal{O} 変更 お \mathcal{O} 1 7 認定は当該 読 み替えて準 許 可 用する に改 、る東日・ め、 本大 同 号 (一) 中 震災 復 興 平 特 成 別 元 区 域 年 法 法第六 律 第 条第 八 + 画 \mathcal{O}

号) 条第 項 を削 (流 り、 通 機 同 能 表 向 第 上 古 四· 一事業に係る許 + · 号 中 (倉 認 · 可 等 庫 業 法 \mathcal{O} 特例) \mathcal{O} 特 例) _ を加え、 \mathcal{O} 下に 乊 「又は流 は 福 通業務総合効率化 島 復 興 再 生 特 別 措 促 置 進 法 法 第 几 を +

若しく 第九 項 は (産 流 業 通 復 業務総合効率化促 興 再 生 計 画 \mathcal{O} 認 定 進 法 \mathcal{O} に、 規 定に 「は、 よる産業 当該 [登録] 復 興 再 を 生 計 「又は 画 \mathcal{O} 福 認定若し 島 復興 くは 再生特別 同 法第三十 措 置 法第三十六条 七 条 第 項

東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 区 域 法 \mathcal{O} 潍 用 に お 1 7 読 み 替 こえて準 用 する 東 日 本大震災復 顚 特 別 区 域 法 第六

第一 項 (認定: 復 興 推 進 計 画 \mathcal{O} 変更) 0 規 定による産業復興再生計 画 \mathcal{O} 変更 0 認定は、 当該 登録」 に 改 8

登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第八条 正 す Ź 法 労働 律 者 \mathcal{O} 施 派 遣事 行 \mathcal{O} 業 日 が \mathcal{O} 適 附 正 則 第 な 運 条 営 第 \mathcal{O} 確 号に 保及 · 掲 げ Ű 派 遣労 る規 働 定 者 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 行 就業条件 \mathcal{O} 日 前 で 0 整 あ る場 備等 一合に に関 は、 する法律 前 条 等 \mathcal{O} う \mathcal{O} 5 部を改 登 録

税 法 1第三十 -四条の 次に一 条を加える改正 規定中 第三十四 条 Ď 次 とあ るの は 「第三十四 条 の 二 の 次

免許

「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「、第三十四条

の二」とあるのは「一第三十四条の三」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

事務であつて総務省令で定めるもの	
項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する	
条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一	県知事
福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第号)による同法第三十八	二十一の三 福島

別表第三に次のように加える。

事	二十九 福島県知
事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

一十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十

八条の登録、 同法第二十三条第一項の届出、 同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届

出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総

務省令で定めるもの

(外国 人観光旅客の 旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の 部改正

第十条 外国 人観 光旅 客 の旅行 の容易化等の 促進による国際観光の振興に関する法律の一 部を次のように改

正する。

第十三条に次の一号を加える。

六

福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第 号) 第三十八条第八項において準用する通訳

案内士法第三十三条第一 項 の規定により 福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該

処分の日から二年を経過しないもの

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構 法の一 部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

二 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第五十八条に規定する業務

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構 法 の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第二十一条に規定する業務を行うこと。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一 号中 「又は東日本大震災に対処するための特別 の財 政援助及び助成に関する法律

平成二十三年法律第四十号) 第百三十八条」を \neg 東日本大震災に対処するため の特別は \mathcal{O} 財 政 援 助 及び 助

成に関する法律 (平成二十三年法律第四十号) 第百三十八条又は福島復興再生特別措置法 (平成二十四年

法律第号)第二十二条」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十四条 特別会計に関 する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

第二百一条第

項 第

号ハ中

「又は沖縄

振興

、特別措置法第百七条第五

項

(同

条第九項に

お

いて準

用する

場合を含む。)」を「、 沖縄振興特別措置法第百七条第五項 (同条第九項において準用する場合を含む。

又は福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第 号)

ラ)第九条第四項若しくは第十三条第四

項

に改め、 同条第二項第一号ハ中 「又は沖縄 振興 (特別措置法第百六条第五項) を \neg 沖縄振興特 別措 置 法 第

百六条第五項又は福見 島 復興 再生 特別措置法第十一 条第四項」 に改め、 同条第三項第一号 ハ 中 「又は 公害防

止 事 業費事業者負担法」 を 公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十条第三項」

に改める。

第二百二十四条第一 号ホ中 「又は東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五

十六条第八項」 を 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五十六条第八項

又は 福 島復興再生特別措置法第十二条第四項若しくは第十四条第五項」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第十五条総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第三十八条第八項において準用する通

訳

案内士法第三十三条第一 項の規定により 福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該

処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五. 福 島 復興再生 |特別措置法第三十八条第八項にお 1 て準用する通訳案内士法第三十三条第 項 \mathcal{O} 規定

に より 福島特例 通訳案内士の業務 の禁止 の処分を受けた者で、 当該処分の日から二年を経過 L な ŧ)

(T)

(労働 者派遣事 業の 適正な運営 の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する法律等 **の** 一 部を改正

る法律の一部改正)

第十六条 労働者派遣事業の適 正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等 \bigcirc 部を

改正する法律の一部を次のように改正する。

附 則 第十五条のうち、 登録 免許税法第三十四条の次に一条を加える改正 規定中 「第三十四条 の次」を「

第三十四条の二を第三十四条の三とし、 第三十四 |条の 次 に改め、 同 法 別 表第 第八十 号 \mathcal{O} 改 正 規 定 中

別 表 第 第八十一 号 を 「別表第一 中 第三十四条の二」 を 第三十四 条の三」 に改り め、 同 表第八

十一号」に改める。

(労働者派遣事 業の 適 正 |な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の| 部を改正

る法律の一部改正に伴う調整規定)

第十七 条 労働 者 派 造事 業 \mathcal{O} 適 正 な運 営 \mathcal{O} 確保及び派遣労働者 の就業条件 - の整備: 等に 関する法律等 \mathcal{O} 部

改正す んる法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 が 附 則第 条第一号に掲げる規定の 施 行 \mathcal{O} 日 前である場合には、 前 条 0 規定 は

適用しない。

(国家 公務員法等の一 部を改 正する法律等の 施行に伴う関係法 律 の整備等に関する法律 \mathcal{O} 部改 正

第十八条 国家公務員法等の一 部を改正する法律等の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 \mathcal{O} 部を次

のように改正する。

第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法

律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)

号) 第六十四条

(国土交通省設置法の一部改正)

第十九条 国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) の一部を次のように改正する。

「及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」

を

地域活性化総合特別区域通

訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

第四条第二十二号の二中

(復興庁設置法の一部改正)

第二十条 復興庁設置法 (平成二十三年法律第百二十五号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、 第七号を第八号とし、 第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一

号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第四条第五号に規定する避難解除等区

域

 \mathcal{O} 復興及び再生の 推進に関すること並びに同法第十五条第一 項に規定する生活環境整備事業に関する

<u>ر</u>

第二十一条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中 「並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業」を 同法第十五 条

第一項に規定する生活環境整備 事業に関すること、 同法第三十六条第九項に規定する産業復興再 生 計 画 \mathcal{O}

認定に関すること、同法第五十六条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十

六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。